

学校いじめ防止基本方針

山形市立第一中学校

1 はじめに

本基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日に公布された「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）を受け、本校の「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」について定めたものである。

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。その為、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つ必要がある。けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する必要がある。また、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も、法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有することは必要である。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳を保持することを目的に、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめ防止のための取組

(1) 教職員による指導について

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ② 生徒に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ③ 常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて認識を共有する手段を講ずる。
- ④ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進め、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないようにする。
- ⑤ 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 生徒に培う力とその取組

① 生徒に培う力

【本校スローガン：限りなき 前進めざせ 一中生】

- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- ・差異を認め合い、孤立させない態度
- ・円滑な他者とのコミュニケーション能力
- ・ストレスに適切に対処できる力
- ・自己有用感、自己肯定感を高め合う力

② その取組

- ・「確かな学力」を育成し、思考力・判断力・表現力を高める。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育・読書活動・体験活動などを推進する。
- ・「一中いのちの日」において、一人一人の「いのち」を見つめる時間をつくる。

- ・生徒会によるいじめ撲滅運動やいじめ防止活動を推進する。そのため、生徒会総会で、「一
中生の誓い」を提案し、いじめのない生徒会を目指す。
- ・安心して居心地のよい、生徒同士の絆を大切にした学年・学級経営を行う。
- ・「あたり前のことをあたり前にできる」を大切に自治意識を高める。
- ・生徒に寄り添った温かい指導を組織的に行う。
- ・ボランティア活動を推進する。

(3) いじめ防止のための組織と具体的な取組

- ① いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめ防止等対策委員会」を置く。
 - 校内職員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、
養護教諭、県スクールカウンセラー、市教育相談員
 - 校外関係者：学校運営協議会委員、学校医の中から校長が必要に応じて依頼する者
- ② 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担い、下記の具体的な取組を行う。
 - 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
 - i いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - ii 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるようにする。
 - いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
 - いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。
- ③ 学校のいじめ対策を機動的なものにするため、当該組織の下に、校長、教頭、生徒指導主事で構成する実務部会を置く。この部会には必要に応じて、他の関係する教職員を加えることができる。

(4) 生徒の主体的な取組

- ① 生徒会によるいじめ撲滅キャンペーン（一中生の誓い）等、生徒自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。このような主体的な取組を通し、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることや、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になること等を学ばせる。

(5) 家庭・地域との連携

- ① 学年・学級懇談会や学校だより、学校ホームページ等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図る。
- ② 学校、家庭、地域がネットいじめを含むいじめ問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

3 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう努める。
- ② 定期的な無記名式アンケート調査により、短期的にいじめの全体像を把握しながら、定期的な教育相談や日常の観察を実施することにより、個別の状況把握に努める。また、生徒が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
- ③ 休み時間や放課後に計画的な校内巡視を行い、生徒の様子に目を配ったり、教職員と生徒の間で日常行われている生活ノート「あゆみ」を活用して、交友関係や悩みを把握したり、個人面談の機会を活用したりする。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ① 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ② 本校相談室の利用、校外の電話相談窓口について広く周知する。
- ③ 教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ④ 生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

(3) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ① 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた生徒へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係教職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ③ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく山形警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに山形警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的対応

- ① 発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内対応会議の「いじめ防止等対策委員会」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害生徒への対応及びその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊心を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
- ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ④ いじめの解消について次の2つの要件を満たし、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。
 - i いじめに係わる行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3ヶ月を目安とする。
 - ii 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
また、解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

(4) 加害生徒及びその保護者への対応

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上や生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ② いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その際、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。また、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について山形市教育委員会と協議する。

(5) 集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとはいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、囁し立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- ② いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。
- ③ 全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を継続的に行う。
 - i 発達障がいを含む、障がいのある生徒
教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - ii 海外から帰国した生徒や外国人の生徒
海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながりがある生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - iii 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - iv 被災生徒
東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、被災生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(6) ネットいじめへの対応 等

- ① ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。
- ② パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求める。
- ③ 早期発見の観点から、山形市教育委員会等の学校ネットパトロールの状況を確認し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局等におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。
- ④ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、山形市教育委員会の指導のもと、プロ

バイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて山形地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに山形警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置と調査の実施

- ① いじめにより、当該生徒の「生命、心身または財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、また、いじめにより、当該生徒が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設けるなど、重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 重大事案と想定されるケースについて以下のとおりとする。
 - ・生徒が自殺を図った場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な損害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・相当期間学校を欠席した場合 等
- ③ 組織の構成については、校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。また、具体的な調査組織の構成員については、山形市教育委員会の指示を仰ぐが、基本的に以下のような当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成する。
 - ・弁護士
 - ・精神科医
 - ・学識経験者
 - ・心理や福祉等の専門的知識及び経験を有する者

(2) 校内の連絡・報告体制

- ① 校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携 等

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進める。

6 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ① 「学校生活アンケート」の実施、個人面談の実施、また定期的に行われる「教育相談委員会」等を通し、生徒の現状を把握し、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ② 担任、養護教諭、教育相談員等の連携により、教育相談体制を機能させる。
- ③ 具体的な計画は「学校運営要綱」による。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ① 生徒にとって実感の伴う活動ができるよう、どの活動においても価値付けを行い指導する。
- ② 指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。
- ③ 具体的な計画は「学校運営要綱」による。

7 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ① いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、学期に一度いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、教職員の共通認識を図る。
- ② 特に「道徳の授業」の充実、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめの問題の未然防止に努める。
- ③ 具体的な計画は「学校運営要綱」による。

8 学校評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

学校評価等においては、その目的を踏まえていじめの問題を取り扱う。

(2) 地域や家庭との連携

学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等について知らせ、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル 等

- ① 常に組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を生徒の視点で客観的に振り返り改善を図る。
- ② 職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

9 その他

(1) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成

ボランティア活動や地域行事等への積極的参加、生徒同士が切磋琢磨し感動を創り上げる学校行事を通し、生徒の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(3) 基本方針の見直し

本基本方針については、本校におけるいじめの防止等が機能的かつ組織的に推進できるよう、随時見直しを図るものとする。

(平成26年 4月 1日 制定)

(平成29年 6月14日 改定)

(平成30年 3月 6日 改定)

(令和 5年 4月 6日 改定)